



## 屋根工事の「点検商法」が増えています！

「近所の工事の挨拶に来た」などと言って事業者が訪問し、「屋根瓦がずれているから無料で点検してあげる」と言って点検をした後、「このままだと雨漏りがする」、「瓦が飛んで近所に迷惑がかかる」などと不安をあおり、点検や工事を契約させる「点検商法」に関するご相談がシニア層を中心に増えています。「火災保険を使えば自己負担0円で修理ができる。申請のサポートをする」などの勧誘トークを使うこともあります。



### 【県内事例】

- ・訪問してきた業者に「屋根の漆喰が剥げている。このままでは雨漏りする」と言われ、契約をしてしまった。
- ・高齢の母宅に「先日の降雪の影響がないか無料で点検する」と業者が訪問してきた。
- ・太陽熱温水器の点検に行きたいと電話してきた業者に、撤去を依頼すると、撤去に伴い屋根が反り返るので補修が必要と言われ80万円請求された。半年後、同じ業者に住宅の基礎工事をすすめられ、さらに30万円の契約をさせられた。

### アドバイス

- ・突然訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう。点検をさせると相手の勧誘トークに乗せられ断れなくなります。たとえ無料と言われても安易に点検を依頼しないようにしましょう。
- ・台風や大雪、地震等があった後、修理を持ちかける業者が多くいます。その場で契約をせず、複数社から見積を取り、慎重に判断しましょう。
- ・「保険金で自己負担なく工事ができる。申請をサポートする」と勧誘されても、実際に保険金が支払われるかわかりません。保険金を利用できるというトークはうのみにせず、必ず契約している保険会社などに直接訪ねましょう。
- ・特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフできます。
- ・不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）に相談してください。